

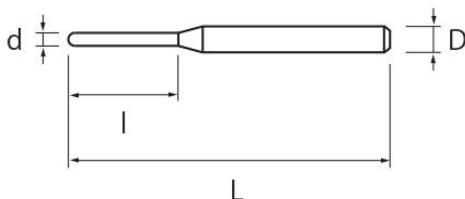
歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000

IMP CADCAM ミリングバー ダイヤモンドコート

【形状・構造及び原理等】

【形状・構造】

(単位:mm)



外径 (d)	首下長 (I)	全長 (L)	シャンク径 (D)
Φ0.6	8	50	4
Φ1.0	16	50	4
Φ2.0	16	50	4

【材質】

超硬合金

【使用目的又は効果】

各種歯科用 CAD/CAM 材料を切削・研削加工するために用いる回転器具で、専用の加工機に取り付けて使用する。

【使用方法等】

【組合せて使用する医療機器】

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット

「歯科用 CAD/CAM マシン DWX-50」

(届出番号: 22B3X10006000020)

「歯科用 CAD/CAM マシン DWX-51D」

(届出番号 : 22B3X10006000021)

「歯科用 CAD/CAM マシン DWX-52DC」

(届出番号 : 22B3X10006000022)

「歯科用 CAD/CAM マシン DWX-4」

(届出番号 : 22B3X10006000050)

「歯科用 CAD/CAM マシン DWX-52D」

(届出番号: 22B3X10006000023) 軸端形状

「歯科用 CAD/CAM マシン DWX-52DCi」

(届出番号: 22B3X10006000024)

【使用方法】

詳細な使用方法については、「組合せて使用する医療機器」に記載の加工機(以下、専用加工機)に付属の取扱説明書等を参照してください。

- 専用加工機の取扱説明書に従い、本材を専用加工機本体に取り付けます。軸径 04.0
- 作成した加工用データを専用加工機に入力して加工を行います。

【使用方法に関する使用上の注意】

- 本材を専用加工機に取り付けて予備運転させた際、ブレやがたつき等の異常がないか確認してから加工を行うこと。
- 使用前・後に変形や破損等がないか確認すること。
- 本材の形式ごとの加工可能な被削材は下表のとおりであり、加工不可の組合せで使用しないこと。(本材及び被削材の破損、及び専用加工機が故障するおそれがあります。)

【使用上の注意】

【重要な基本的注意】

- 指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。

最高許容回転速度
30,000min ⁻¹
- 本材は、専用加工機以外には使用しないこと。
- 不適切な加工条件で加工した場合、加工物の不良や本材の変形、破損等のおそれがあります。
- 変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。
- 本材の加工、改造は行わないこと。
- 本材の使用中に異常な振動や音を感じた際は、直ちに使用を中止すること。
- 本材は刃物であるため、取扱いには充分注意すること。
- 加工物に面荒れやチッピング等が発生する場合は、新品に交換すること。
- 2種類以上の材料を加工する場合は、1材料につき本材を1セット準備し、同一セットで異種材料を加工しないこと。
(加工物に異種材料の切削屑が付着すると、加工物の不良の原因になるおそれがあります。)
- 次の行為は、破損の原因になるため行わないこと。
 - 刃部を持つ。
 - 刃部に衝撃を加える。
 - 刃部を変形させる。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

- 水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管すること。

・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること

【保守・点検に係る事項】

- 金属製のブラシ等で清掃しないこと。
- 水分を含んだ布等で清掃しないこと。
- 工業用工具に用いられるオイル等は、加工する歯科用修復物に付着する恐れがあるため、塗布しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 合同会社IMPデンタルマテリアルセールス

住 所 〒622-0321

京都府船井郡丹波町橋爪渕上 112 番地 122

電話番号 050-6875-6535